

報告第 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 13 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- 1 和解の相手方 大分市 法人（1社）
- 2 和解の要旨 町は、相手方へ損害賠償金 183,055 円を支払う。
- 3 事件の概要 令和 8 年 1 月 8 日午前 10 時 40 分頃、日出町中央公民館駐車場において、社会教育課所管の公用車を止めて降りようとした時、強風が吹いたことにより運転席側ドアが外側に開き、隣に駐車していた相手方の車にぶつけてしまった。自車は破損なく、相手方車はキズとへこみが生じた。怪我人はなし。
- 4 専決年月日 令和 8 年 2 月 24 日